

# たすき

大切なひとへ、  
想いを託して。

家族にとって相続はとても大切なことです。  
家族が残してくれた大切なお金を  
有利な金利でお預かりいたします。

お取り扱い  
期間

平成28年 **4月1日**金 ~ 平成29年 **3月31日**金

お預け入れ期間 6か月

お預け入れ金額 1口座 100万円以上  
※相続により取得した金額の範囲内に限ります。

適用利率

300万円未満	店頭表示金利 + 年 0.050%
300万円以上1,000万円未満	店頭表示金利 + 年 0.100%
1,000万円以上	店頭表示金利 + 年 0.150%

(満期後の適用利率は店頭表示金利となります。)  
(お利息には20.315%の税金がかかります。)  
(マル優をご利用の場合は非課税となります。)

お預け入れ形態 証書・総合口座・通帳式

預金種類 元利金継続・元金継続

ご利用いただける方 相続手続き完了から1年以内の個人及び個人事業主の方

募集金額 50億円  
(募集金額に達した場合、募集期間内であっても募集を締める場合がございます。)

お預かり金額  
**300万円**  
未満

店頭表示金利  
+  
年 **0.050%**

お預かり金額  
**300万円以上**  
1,000万円未満

店頭表示金利  
+  
年 **0.100%**

お預かり金額  
**1,000万円**  
以上

店頭表示金利  
+  
年 **0.150%**

必要  
書類

【当金庫で相続手続きを行われた方】

本人確認書類・お届け印

【当金庫以外の金融機関で相続手続きを行われた方】

本人確認書類・お届け印

「相続人であること」「相続手続きが完了していること」「相続によって取得した金額」が証明できる書類

例…●遺産相続分割協議書の写し

●金融機関に提出した相続依頼書等の写し

●戸籍謄本の写し+被相続人名義の解約済通帳または計算書

●遺言書・公正証書遺言または自筆遺言証書で検認済みのものの写し

+被相続人名義の解約済通帳または計算書など

※お預け入れは、お一人さまにつき本支店のうちいずれか1店舗に限ります。

※相続により取得した不動産や有価証券の換金代金の預け入れも可能です。

※この預金は預金保険制度の対象であり、何保険の範囲内で保護されます。

※ご契約の適用利率は満期まで変わりません。

※中途解約された場合は、解約時の所定の中途解約利率が適用されます。



東濃信用金庫

多治見市本町2丁目5番地の1  
TEL 0572-22-1151

とうしんのホームページ <http://www.shinkin.co.jp/tono/> ※PCからのアクセスをお待ちしています。

商品に関するお問い合わせは、下記フリーダイヤルで承っております。

0120-330-111

担当：営業統括部

平成28年3月作成

環境にやさしい規格・インキを使用しています。

ご利用時間

(平日)

9:00 - 17:00



# 遺言信託

たいせつな遺産をたいせつな方に  
バトンタッチするために



相続は、多くのお客さまにとって避けては通れないものです。仲の良い家族の間でも相続の話題はデリケートで、無意識のうちに避けてしまう傾向があります。

当金庫では円満な家族関係を維持していくためにも、円滑に相続を進められる準備をしておくことが、とても大切だと考えております。

当金庫では、大切な財産を大切な方に引き継いでゆくお手伝いをさせていただくために、遺言信託のスペシャリストである株式会社 朝日信託(以下、朝日信託)と業務提携いたしました。朝日信託では遺言書の作成から保管、遺言執行までを所属する弁護士・公認会計士・税理士がトータルにサポートしております。

## 遺言の必要性

大切な遺産がお客さまの考えている通りに受け継がれてゆくためには遺言が必要です。遺言がない場合には、お客さまの遺産は民法によって定められている法定相続を基本として、相続人全ての合意のもとに作成される遺産相続分割協議書によって分割されることになります。この分割協議や分割手続は相続人にとって大きな負担になるだけでなく、場合によっては大きなトラブルになってしまいます。円滑な相続を実現して、良好な家族関係を維持するためにも遺言はとても大切で、有効なものです。

## 遺言信託とは

お客さまの意向を最大限に尊重して、法定遺留分の問題や、相続税問題を考慮した遺言を公正証書で作成いたします。相続が開始となるまでは遺言書の保管と管理をし、相続開始後は相続人へ遺言書を披露した上で遺産を調査し、財産目録を作成して遺言に定められたように遺産を分割して、各相続人に分配いたします。

## 遺言信託を利用すると良い方

- 特定の相続人に特定の財産を相続させたい方
- 法定相続分どおりの相続ではなく、実情に合わせた合理的な相続をさせたい方
- 法定相続人以外にも財産を残してあげたい方
- 円満で円滑な相続を実現し円満な家族関係を維持したい方

## 遺言信託の流れ

- 1 遺言に関する事前のご相談
- 2 遺言書の作成
- 3 遺言書の保管と管理
- 4 遺言書のご披露と遺言執行者就任
- 5 遺産の調査・財産目録の作成
- 6 遺言の執行・実現
- 7 遺言執行完了の報告